

第21期 第9回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和4年11月30日(水) 14:00から

場 所 佐賀県庁新館10階農林水産部内会議室(中央南)
(佐賀市城内1丁目1番59号)

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 令和4年度うなぎ稚魚漁業許可方針(案)について(諮問)

(2) 令和4年度やなによる採捕許可方針(案)について(諮問)

(3) 建網による採捕許可方針(案)について(協議)

(4) 内水面における共同漁業の漁場計画樹立基本方針(案)について(諮問)

(5) その他

3 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	田中	和宏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

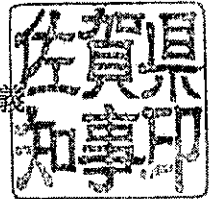
佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長	寺田	雅彦
主事	萩原	千春

水産 第 3314 号
令和 4 年 1 月 8 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 4 年度うなぎ稚魚漁業許可方針（案）について（諮問）

佐賀県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定するうなぎ稚魚漁業に関し、同規則第 11 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定に基づき別添許可方針（案）のとおり定めることについて、同規則第 11 条第 3 項及び第 13 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐賀県うなぎ稚魚漁業許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

うなぎ稚魚漁業

（内水面において、うなぎ稚魚（全長13cm以下のうなぎをいう。）の採捕を目的とするもの）

(2) 漁業者の数

2名以内

(3) 操業区域

① 筑後川本流久留米市小森野堰から下流坂口堰までの区域

② 筑後川を除く県内一円の河川

(4) 漁業時期

令和5年2月1日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

① 農林水産大臣のうなぎ養殖業許可証を有する佐賀県の養鰻業者

② 令和4年4月30日現在で当該許可を受けていた者

③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可した日から令和5年4月30日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和5年1月20日まで

第4 条件

(1) 採捕に従事する者は、採捕証票を携帯し、県が交付する許可腕章を着用しなければならない。（腕章の色：黄色地に黒文字）

(2) 許可を受けた者は、筑後川とそれ以外の県内河川に分けて採捕従事者を特定しなければならない。

(3) たも網（すくい網）以外で採捕してはならない。

(4) 船を使用して採捕してはならない。

(5) 採捕に使用する集魚灯の光力は、500ワット以内でなければならない。

(6) 松浦川では、2月1日から2月末日までの間は採捕してはならない。

(7) 漁業権漁場で採捕するときは、当該漁業権者の同意を得なければならない。

(8) 採捕したうなぎ稚魚を他者に譲渡し、または、販売してはならない。

- (9) 知事が、県内のうなぎ養殖業者の池入れ数量が、県下の養殖場の池入れ割当量である 18.7k g に達するおそれがあるとして、シラスウナギの採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。
- (10) 国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示に従わなければならない。
- (11) 許可を受けた者は、次の旬の末日までに、当該旬における採捕数量及び池入れ数量を県に報告しなければならない。なお、県から指示があった場合は、養殖実績及び種苗供給実績等に係る資料を提出しなければならない。

第5 この許可方針は、令和4年12月 日から施行する。

○ 佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和2年11月27日

佐賀県規則第63号

（令和2年12月1日施行）

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号、第4号、第10号、第13号、第16号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業

(2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

(3) おちのり網漁業 佐賀県有明海区（以下「有明海」という。）において固定網具によりおちのりをとることを目的とする漁業

(4) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業のうちなまこけた網漁業を除く。）

(5) あんこう網漁業 海面においてあんこう網により行う漁業

(6) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業

(7) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業

(8) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業

(9) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業

(10) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網により行う漁業

(11) 刺網漁業 海面において刺網により行う漁業（前号に掲げる固定式刺網漁業及び第7号に掲げるげんしき網漁業を除く。）

(12) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業

(13) しき網漁業 海面においてしき網により行う漁業

(14) すくい網漁業 海面においてすくい網（火光を利用するものに限る。）により行う漁業

(15) 地こぎ網漁業 海面において地こぎ網により行う漁業

(16) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業

(17) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業

(18) 小型定置網漁業 海面において小型定置網（建網、樹網及び落網を使用するものに限る。）により行う漁業

(19) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

(20) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第4条第1項第1号及び第3号から第20号までに掲げる漁業 5年
 - (2) 第4条第1項第2号に掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

- 2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

佐賀県内におけるシラスウナギ特別採捕の許可及び採捕実績

※許可期間はH18年1~4月

年	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外
許可期間	1/15~4/15	2/1~4/30	1/15~4/15	2/1~4/30	1/25~4/25	2/1~4/30	1/25~4/25	2/1~4/30	1/15~4/10	2/1~4/30	1/20~4/10	2/1~4/30	1/22~4/10	2/1~4/30	1/22~4/10	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30
許可件数	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
採捕従事者数(人)	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	14	14	6
許可数量(kg)	25	25	25	25	25	25	25	25	20	25	20	25	20	25	20	25	19	25
採捕実績(kg)	6.83	10.2	3.1	3.95	1.2	2.79	11.95	9.95	1.26	2.57	1.42	2.44	1.20	2.26	0.65	1.11	8.00	10.20
採捕実績合計(kg)	17.03		7.05		3.99		21.90		3.83		3.86		3.46		1.76		18.20	

※許可期間はH31.2.1~4.30

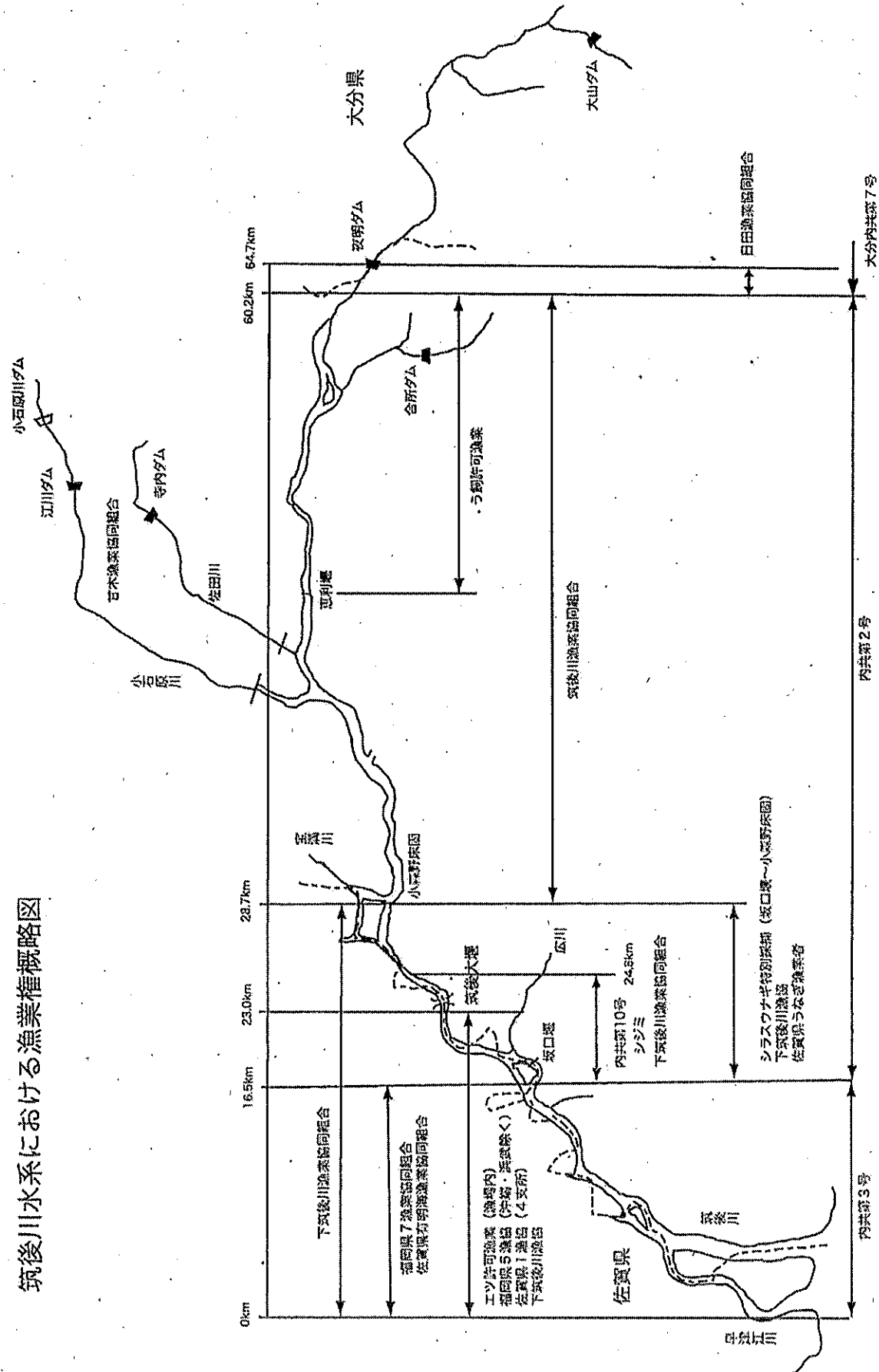
※R2.2.1~4.30

※R3.2.1~4.30

※R4.2.1~4.30

年	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度 (令和元年度)		令和2年度		令和3年度	
	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外	筑後川	筑後川以外
許可期間	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30	2/1~4/20	2/1~4/30
許可件数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
採捕従事者数(人)	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6	14	6
許可数量(kg)	18.4		18.7		18.7		18.7		18.7		18.7		18.7		18.7	
採捕実績(kg)	6.90	6.49	4.40	3.64	4.40	3.47	0.40	0.97	0.90	0.56	4.50	3.26	3.40	2.75	1.80	3.85
採捕実績合計(kg)	13.39		8.04		7.87		1.37		1.46		7.76		6.15		5.65	

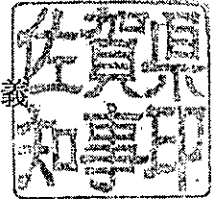
筑後川水系における漁業権概略図



水産第3315号
令和4年11月8日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和4年度やなによる採捕許可方針（案）について（諮問）

やなによる採捕につきましては、令和4年4月20日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、やなによる採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり許可期間を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和4年度やなによる採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

やなによる水産動植物の採捕

2 許可の対象

① 令和4年4月1日現在に、やなによる採捕の許可を受けていた者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合
イ 相続による承継の場合（ただし、2親等以内とする。）

② 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

③ 適切な資源管理を実践できる者

3 採捕の区域

採捕の区域は、令和4年4月1日時点のやなによる採捕の区域とし、拡張は原則として認めない。

4 採捕の期間

唐津市 潟川 令和5年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和5年2月10日から同年4月20日まで

5 許可の有効期間

唐津市 潟川 令和5年2月10日から同年4月15日まで

唐津市 半田川 令和5年2月10日から同年4月20日まで

6 条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 採捕を行うときは、許可証を携帯するとともに腕章を着用しなければならない。

(3) 設置する漁具は2統以内とする。

(4) 漁具の設置にあたっては、川の流幅の5分の1以上を水産動物の通路として開けなければならない。

(5) シロウオ以外の魚種を採捕してはならない。

(6) 漁期終了後は、直ちに漁具を撤去し、原形に復さなければならない。

(7) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、採捕期間終了後、速やかに報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

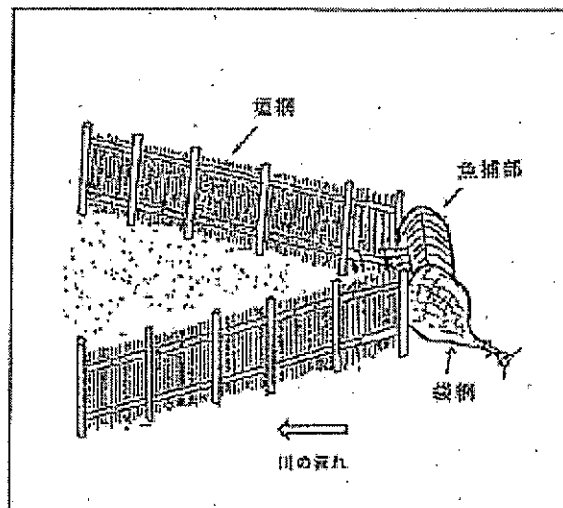
8 この許可方針は、令和4年12月 日 から施行する。

県名： 佐賀県

漁具・漁法の名称： シロウオやな

漁具の構造： 垣網：高さ50cmくらいの竹簧で作られ、垣網を支えるため、杭が打たれている。

魚捕部：円筒状の金網製で、同筒状の一方の先に袋網が付いている。



漁法： 河口付近で、下流に向かって敷設し、満潮時に産卵のために遡上するシロウオを漁獲する。

漁期： 2月～4月

対照魚： シロウオ

主な河川又は湖沼： 玉島川、有浦川、半田川、浦川、瀧川

地方名称及び由来： シロウオやな

やなによる採捕許可に基づくシロウオの採捕実績

漁期 年度	採捕者	採捕 日数	採捕量 (合)	金額 (円)	用途・販売先
H29	A氏	27	62	31,000	市場、自家販売
	B氏	20	32	27,000	市場
	計	47	94	58,000	
H30	A氏	49	256	128,000	自家販売
R元	A氏	56	260	130,000	市場、自家販売
R2	A氏	46	245	122,500	自家販売

* 1合は、シロウオ100g相当量



相模川

半田川

玄界灘

玄海国定公園

唐津土木事務所

平木場ダム

肥前町

北波多村

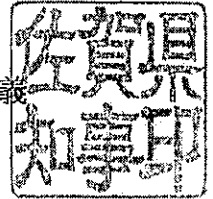
福島町

相模

水産 第 3317 号
令和 4 年 1 月 8 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



建網による採捕許可方針（案）について（協議）

建網による採捕につきましては、令和 5 年 1 月 31 日で許可の有効期間が満了することになっています。

ついては、建網による採捕許可方針について別添許可方針（案）のとおり定めることについて、貴委員会に協議します。

（担当：農林水産部水産課）

建網による採捕許可方針（案）

1 採捕の種類

建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）による水産動植物の採捕

2 許可の対象

① 令和5年1月1日現在に、建網による採捕の許可を受けている者とし、それ以外の者への許可は、原則として認めない。

ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 内水面漁場管理委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合

イ 相続又は合併による承継の場合（ただし、相続による承継の場合は2親等以内とする。）

② 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

③ 適切な資源管理を実践できる者

3 採捕の区域

採捕の区域は、令和5年1月1日時点の建網漁業の操業区域とし、拡張は原則として認めない。

4 採捕の期間

1月1日から12月31日まで

5 許可の有効期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

6 制限又は条件

(1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。

(2) 使用する漁具は1統に限る。

(3) 使用する漁具は網目長さ15cmにつき7節以下（目合い5cm以上）でなければならない。

(4) 漁業調整上支障があるときには、採捕の停止を命じ、又は、許可の取り消しをすることがある。

7 採捕実績の報告

採捕実績は、許可の更新時に報告しなければならない。

報告がない場合又は実績がない場合は、当該許可を取り消すことがある。

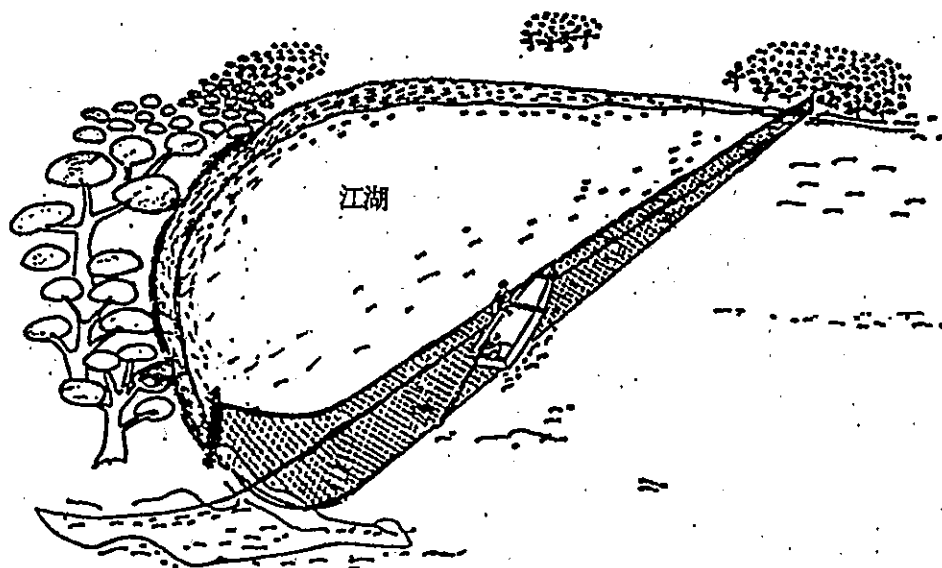
8 この許可方針は、令和4年12月 日から施行する。

漁具・漁法の名称：建 網

漁 具 の 構 造：1枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。

網の長さ：80～100m、網丈：6～8m

網目：2.5cm（目合5cm）



漁 法：干潮時に、完全に干上る場所で行う。

満潮の時、網を江湖の入口に設置し、干潮時網の下辺附近に集まった魚を捕える。

漁 期：1月～12月

対 象 魚：こい、ふな、なまず、うなぎ、ほら、めなだ、えつ、えび

主な河川又は湖沼：六角川

平成30年における漁獲成績

月	操業日数	漁獲量	漁獲物の種類
1月	日	kg	
2月	日	kg	
3月	日	kg	
4月	日	200kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ
5月	日	250kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ
6月	日	250kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ、フナ、エツ
7月	日	250kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ、フナ
8月	日	250kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ、フナ
9月	日	300kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ、フナ、ツガニ
10月	日	300kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ、フナ、ツガニ
11月	日	200kg	コイ、ナマズ、ウナギ、ボラ、フナ、ツガニ
12月	日	kg	
合計	日	2,000kg	

○ 佐賀県漁業調整規則（抜粋）

令和 2 年 11 月 27 日
佐賀県規則第 63 号
(令和 2 年 12 月 1 日施行)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第 33 条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網（建切網、建干網及び張切網を含む。）
- (4) 流刺網
- (5) 張網（ふくろ網を含む。）
- (6) よせ網（地びき網を含む。）
- (7) すっぽん笠
- (8) 銚（すっぽんをとることを目的とするものに限る。）
- (9) 投網（船舶を使用する場合に限る。）
- (10) う使（う飼）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第 170 条第 1 項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第 1 項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、3 年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3 年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から 6 月間又は引き続き 1 年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第 13 項において準用する第 23 条第 1 項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第 120 条第 1 項の規定による指示若しくは同条第 11 項の規定による命令により第 1 項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中であることを証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(許可または起業の認可についての適格性)

第10条 許可または起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - (2) 暴力団員等であること。
 - (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- 2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

内水面採捕一許可状況 (R 4. 9. 2 5 現在)

採捕の種類 (第 33 条)	期 間		許可方針 (施行年月 日)	許可数 (定数)		委員会 審議月
(1) やな	1 年 R4. 2. 10～ R4. 4. 20		○ R3. 12. 22	1 名		12 月
(2) 魚ぜき				—		—
(3) 建網 (建 切網、建干網及び 張切網を含む。)	3 年 R2. 2. 1～ R5. 1. 31		○ R 元. 12. 10	1 名		12 月 (3 年 毎)
(4) 流刺網	1 年 R4. 5. 1～ R4. 7. 20		○ R4. 2. 24	95 名 (137)		2 月
(5) 張網 (ふ くろ網を含む。)	1 年 R4. 9. 25～ R4. 12. 30		○ R 4. 7. 28	2 名		7 月
(6) よせ網 (地びき網を含 む。)	3 年 R2. 10. 1～ R5. 4. 15		○ R2. 8. 7	3 名 (15)		7 月 (3 年 毎)
(7) すっぽん 釜	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年 毎)
(8) 銚 (すつ ぽんをとることを 目的とする場合に 限る。)	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年 毎)
(9) 投網 (船 舶を使用する場 合に限る。)			○ 20. 5. 26	—		—
(10) う使 (う 飼)				—		—

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3年より短い許可の有効期間を定めるとき (第 33 条第 5 項) は
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

水産第 3559 号
令和 4 年 11 月 29 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県農林水産部水産課長

令和 5 年度漁業権一斉切替における内水面漁場計画
樹立基本方針について（諮問）

現在の共同漁業権については、令和 5 年 12 月 31 日をもって免許の存続期間が終了します。

については、次期漁業権一斉切替にあたり、別添（案）のとおり漁場計画樹立基本方針を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

基本方針（案）新旧対照表

新	旧
<p>第1 総括方針</p> <p>近年、環境問題への意識の高まりとともに、各種公共事業等においても自然環境への配慮がなされるようになったが、河川・湖沼における水生生物の生息環境は依然として不安定である。また、本県においても、コイヘルペスウイルス病の発生、うなぎやあゆの遡上量の減少、カワウ、サギ類等による食害など内水面漁業をとりまく状況は一段と厳しくなっている。</p> <p>一方、<u>新型コロナウイルスの感染拡大や余暇時間の増加を受け、遊漁をはじめとする親水性レジャーの場としての内水面に対する県民のニーズはますます高まっている</u>ところである。</p> <p>このような状況下、内水面漁業では、総じて経営基盤が脆弱である上、漁業者の高齢化、後継者不足による人材確保等の問題により、<u>種苗放流等の増殖行為や、河川の清掃等の漁場管理が困難となり、平成25年（現免許開始時）には7つあった内水面漁業協同組合（佐賀県有明海漁業協同組合含む）が、令和4年9月には4つまで減少する等、大変厳しい状況に直面しており、今後これらの情勢が急激に好転することは難しい</u>と思われる。</p> <p>今回の漁業権切替にあたっては、このような本県内水面における水産業の情勢を踏まえつつ、<u>漁業法第168条に規定する内水面漁業の特殊性を考慮し、「水産資源の保存及び管理のための措</u></p>	<p>第1 総括方針</p> <p>近年、環境問題への意識の高まりとともに、各種公共事業等においても自然環境への配慮がなされるようになったが、河川・湖沼における水生生物の生息環境は依然として不安定である。また、本県においても、コイヘルペスウイルス病の発生、うなぎやあゆの遡上量の減少、カワウ、サギ類等による食害など内水面漁業をとりまく状況は一段と厳しくなっている。</p> <p>一方、余暇時間の増加とともに、遊漁をはじめとする親水性レジャーの場としての内水面に対する県民のニーズはますます高まっているところである。</p> <p>このような状況下、内水面漁業では、総じて経営基盤が脆弱である上、漁業者の高齢化、後継者不足等の問題を抱え、大変厳しい状況に直面しており、今後これらの情勢が急激に好転することは難しいと思われる。</p> <p>今回の漁業権切替にあたっては、このような本県内水面における水産業の情勢を踏まえつつ、<u>漁業法第127条に規定する内水面漁業の特殊性を考慮し、「漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要がある</u>あり、かつ、<u>当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさない</u>と認めるとき」（漁業法第11</p>

置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする」（漁業法第1条）という理念に基づき、以下の事項に留意して漁場計画を樹立するものとする。

- 1 内水面漁場管理委員会と連携を図ること。
- 2 第5種共同漁業については、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること及び当該漁業の免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことが義務付けられていることから、これらの条件を備えていないと認められるものについては、漁場計画を樹立しないこと。
- 3 内水面漁場の現状から、原則として新規の漁場計画は樹立しないこと。
- 4 環境条件等から、操業が不可能と判断されるもの及び操業の実態がないものについては、漁場計画から除外すること。
- 5 漁業者の自主性を尊重するとともに、漁業者の慣行に配慮すること。
- 6 レクリエーションの場及び希少動植物の生息の場の確保といった漁業以外の公益的機能の増大に配慮すること。
- 7 福岡県との調整、漁業の実態等を考慮し、筑後川とその

条)に基づき、以下の事項に留意して漁場計画を樹立するものとする。

- 1 内水面漁場管理委員会と連携を図ること。
- 2 第5種共同漁業については、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること及び当該漁業の免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことが義務付けられていることから、これらの条件を備えていないと認められるものについては、漁場計画を樹立しないこと。
- 3 内水面漁場の現状から、原則として新規の漁場計画は樹立しないこと。
- 4 環境条件等から、操業が不可能と判断されるもの及び操業の実態がないものについては、漁場計画から除外すること。
- 5 漁業者の自主性を尊重するとともに、漁業者の慣行に配慮すること。
- 6 レクリエーションの場及び希少動植物の生息の場の確保といった漁業以外の公益的機能の増大に配慮すること。
- 7 福岡県との調整、漁業の実態等を考慮し、筑後川とその

<p>他の県内内水面に区分して取り扱うこと。</p> <p>第2 個別方針</p> <p>1 筑後川を除く県内内水面について</p> <p>(1) 漁場の区域</p> <p>漁場の区域は、当該水産動植物の生息範囲内での漁業に必要な最小限度の水面とするとともに、漁業権者が管理できる範囲内とし、次により定めるものとする。</p> <p>ア 原則として既存漁場の範囲内とし、漁場の拡張は認めない。また、既存漁場のうち、漁場としての利用あるいは管理がなされていない支派流等については、削除する方向で検討する。</p> <p>イ 「一河川一漁業権」を原則とする。ただし、河川の性状、水産動植物の分布、増殖状況などから当原則の適用が困難と認められる場合は、実情に合わせて考慮する。</p> <p>(2) 対象漁業種類</p> <p>対象となる漁業種類は、当該水産動植物の積極的な増殖が可能であるものとし、次により定めるものとする。</p> <p>ア 原則として既存免許漁業のとおりとする。</p> <p>イ 最近の技術進歩により増殖が可能となった種類については、対象種に加える方向で検討する。</p> <p>ウ 新規種類の設定にあたっては、既存生物の生態系を乱</p>	<p>他の県内内水面に区分して取り扱うこと。</p> <p>第2 個別方針</p> <p>1 筑後川を除く県内内水面について</p> <p>(1) 漁場の区域</p> <p>漁場の区域は、当該水産動植物の生息範囲内での漁業に必要な最小限度の水面とするとともに、漁業権者が管理できる範囲内とし、次により定めるものとする。</p> <p>ア 原則として既存漁場の範囲内とし、漁場の拡張は認めない。また、既存漁場のうち、漁場としての利用あるいは管理がなされていない支派流等については、削除する方向で検討する。</p> <p>イ 「一河川一漁業権」を原則とする。ただし、河川の性状、水産動植物の分布、増殖状況などから当原則の適用が困難と認められる場合は、実情に合わせて考慮する。</p> <p>(2) 対象漁業種類</p> <p>対象となる漁業種類は、当該水産動植物の積極的な増殖が可能であるものとし、次により定めるものとする。</p> <p>ア 原則として既存免許漁業のとおりとする。</p> <p>イ 最近の技術進歩により増殖が可能となった種類については、対象種に加える方向で検討する。</p> <p>ウ 新規種類の設定にあたっては、既存生物の生態系を乱</p>
---	---

すことがないよう配慮する。

(3) 行使規則及び遊漁規則

資源保護培養の観点から、漁期、漁具等について検討する。また、遊漁料の徴収など第5種共同漁業権の特殊性を踏まえ、遊漁規則と行使規則の整合性について検討する。

2 筑後川における共有漁業権について

福岡・佐賀両県の漁業協同組合が管理する内共第3号については、漁業権管理に関する協定及び漁業権管理委員会規約に基づいて、円滑な漁業権管理と行使が行われていることから現状を維持する。

すことがないよう配慮する。

(3) 行使規則及び遊漁規則

資源保護培養の観点から、漁期、漁具等について検討する。また、遊漁料の徴収など第5種共同漁業権の特殊性を踏まえ、遊漁規則と行使規則の整合性について検討する。

2 筑後川における共有漁業権について

福岡・佐賀両県の漁業協同組合が管理する内共第3号については、漁業権管理に関する協定及び漁業権管理委員会規約に基づいて、円滑な漁業権管理と行使が行われていることから現状を維持する。